

平成20年 7 月16日

株 主 各 位

大阪市西区北堀江二丁目 3 番 3 号

株式会社 関門海

代表取締役会長 谷 間 真

中間配当金支払いに関する取締役会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成20年 7 月15日開催の当社取締役会決議により、第20期（平成19年12月 1 日から平成20年11月30日まで）の中間配当金のお支払いにつきましては、下記のとおりとなりますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

当社定款の規定にもとづき、平成20年 5 月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1. 中 間 配 当 金 | 1 株につき 金 1,000 円 |
| 2. 効力発生日ならびに支払開始日 | 平成 20 年 8 月 18 日 (月) |

以 上

中間配当金のお支払いについて

中間配当金領収証（振込ご指定の方には「中間配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」）をお届出ご住所あて、きたる 8 月15日（金）にお送り申しあげる予定でございます。